

施設における規制の概要(令和元年7月1日一部施行)

施設管理者は、施行時期に合わせて規制内容のとおり必要な対応をしていただく必要があります。

施行時期	条例の対象となる施設の区分		規制内容：必要な対応（受動喫煙防止措置）	
			改正前	改正後
令和元年7月1日	1.	幼稚園、保育所、小・中・高校など	敷地内・建物内のすべてを 禁煙	敷地内・建物内のすべてを 禁煙 ※敷地の周囲も禁煙
		病院、診療所、助産所	建物内のすべてを 禁煙	
		児童福祉施設、母子・父子福祉施設など		
	2.	大学、専修学校、薬局など	建物内の公共的空間（注1）を 禁煙	敷地内・建物内のすべてを 禁煙 ※屋外喫煙区域設置は可能
		介護老人保健施設、介護医療院など		
		官公庁施設	建物内のすべてを 禁煙 建物内の公共的空間（注1）を 禁煙	
令和2年4月1日	3.	物品販売店、金融機関、宿泊施設、理容所・美容所、図書館、映画館、社会福祉施設など、多数の人が利用する施設	建物内の公共的空間（注1）を 禁煙 厳格な分煙（注2）など	建物内のすべてを 禁煙 ※喫煙室設置は可能 ※宿泊施設の客室は規制対象外
	4.	飲食店	建物内の公共的空間（注1）を 禁煙 厳格な分煙（注2）のいずれか ただし、客室面積が100㎡以下の店舗は時間分煙や喫煙の選択も可能	建物内のすべてを 禁煙 ※喫煙室設置は可能 ただし、既存小規模飲食店（注3）は喫煙店舗とすることが可能
	5.	観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、都市公園など	建物内の公共的空間（注1）を 禁煙 厳格な分煙（注2）のいずれか	建物内のすべてを 禁煙 ※喫煙室設置は可能 敷地内（建物外）のすべてを 禁煙 ※屋外喫煙区域は設置可能
	6.	公共交通機関の乗降、待合などの施設	建物内（屋外のプラットホームを含む）の公共的空間（注1）を 禁煙 厳格な分煙（注2）のいずれか	建物内（屋外のプラットホームを含む）を 禁煙 ※喫煙室設置は可能
	7.	旅客の運送の用に供する列車、船舶	公共的空間（注1）を 禁煙 厳格な分煙（注2）のいずれか	当該施設の区域内を 禁煙 ※喫煙室設置は可能
	8.	旅客の運送の用に供する自動車、航空機	公共的空間（注1）を 禁煙 厳格な分煙（注2）のいずれか （貸切バス・タクシーを除く）	当該施設の区域内を 禁煙

(注1)	「公共的空間」には、次に掲げる区域は含まれません。 居室、事務室など、従業員等の特定の者が利用、又は出入りする区域 会議室、宴会場、個室など、特定の利用者が一時的に貸し切って利用する区域
(注2)	「厳格な分煙」は、たばこの煙が禁煙区域へ直接流入しないよう、床面から天井まで達する壁等で仕切り、かつ、常にたばこの煙を直接屋外に排出できる設備などを備える必要があります。
(注3)	「既存小規模飲食店」とは、次のすべてを満たす飲食店をいいます。 条例施行の際、現に存する飲食店であること 客室面積が100㎡以下であること 個人又は中小企業が営んでいること 喫煙区域に20歳未満の者と妊婦を立ち入らせない旨を表示していること